

宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会

日時：令和4年7月22日（金）午後1時30分

場所：宮沢賢治イーハトーブ館 講義室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 会長選出

4. 議 事

(1) 令和3年度宮沢賢治イーハトーブ館事業報告

(2) 令和4年度宮沢賢治イーハトーブ館事業計画（案）

5. その他

6. 閉 会

宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員 名簿

氏 名	推薦団体等	備 考
大 沢 正 善	宮沢賢治学会イーハトーブセンター	
佐 藤 竜 一	宮沢賢治学会イーハトーブセンター	
木 村 清 且	宮沢賢治学会イーハトーブセンター	
大 山 拓 詞	宮沢賢治学会イーハトーブセンター	
牧 野 幹	宮沢賢治・花巻市民の会	
浅 沼 利 一 郎	早池峰賢治の会	
玉 山 領 一	石鳥谷賢治の会	
小 原 節 子	宮沢賢治・東和の会	
岩 田 行 平	(一財) 宮沢賢治記念会	
押 切 和 美	矢沢地域振興会	

(任期 令和4年5月10日～令和6年5月9日)

(1) 令和3年度宮沢賢治イーハトーブ館事業報告

1 設備整備事業

電話設備等更新改修	令和3年4月
ホール客電ランプ交換	令和3年4月
通用ロスチール扉取替	令和3年6月
南斜花壇外部給水管補修	令和3年10月
アプローチ踊場石床補修（滑り止め加工）	令和4年3月

2 資料収集・保存・公開

宮沢賢治記念館及び宮沢賢治学会イーハトーブセンターの協力のもとに、宮沢賢治に関する作品、論文、エッセイ、記事などの文献を収集し、分類整理して保存した。また、それらの成果を毎年発行される宮沢賢治学会イーハトーブセンターの機関誌『宮沢賢治研究 Annual』に「宮沢賢治ビブリオグラフィー」として収録し、その内容を宮沢賢治学会イーハトーブセンターホームページに掲載し、学会会員はもちろん広く一般利用にも供している。さらに、平成18年度に登録完了した宮沢賢治直筆原稿を含めた約2万件の賢治デジタル資料の活用を図っている。

図書等資料数	令和4年3月31日現在
図書資料(書籍、論文等)	19,322件
映像・音声資料(DVD, CD等)	377件
新聞	19,466件

3 宮沢賢治関連資料の受贈

花巻市在住の滝田恒男氏から、40年以上の年月をかけて制作した宮沢賢治をテーマにした絵画100点を花巻市に寄贈いただいた。(受贈日 令和3年7月1日)

4 企画展示の開催

宮沢賢治に関する研究、創作等の成果を「企画展」「作品展」として展示した。

① 安藤徳香「やまなし」原画展

期間 令和3年2月8日(月)～令和3年5月31日(月)

② 東日本大震災10周年特別企画「3・11東日本大震災の記憶・陸前高田」

期間 令和3年6月2日(水)～令和3年8月4日(水)

③ 宮沢賢治とオノマトペ

期間 令和3年8月7日(土)～令和3年11月17日(水)

④ イーハトーブの風景 亀澤裕子押し花展Ⅱ

期間 令和3年11月20日(土)～令和4年1月20日(木)

⑤ 賢治さんの世界を描く絵画展

期間 令和4年1月22日(土)～令和4年3月31日(木)

5 企画展示関連行事

① 企画展「3・11東日本大震災の記憶・陸前高田」関連講演会

「3・11東日本大震災の記憶から学ぶ防災について・陸前高田編」（参加者 50 名）

期日 令和3年6月19日（土）

会場 宮沢賢治イーハトーブ館

講師 釘子 明（陸前高田被災地語り部くぎこ屋）

② 企画展「賢治さんの世界を描く絵画展」ワークショップ

「賢治さんの世界を描く絵画展」に出品しませんか（参加者 13 名）

期日 令和4年1月15日（土）

会場 まなび学園（生涯学園都市会館） 中ホール

講師 牧野 幹、山影 好子、似内 顕也、芦澤 信吾、長谷川 恵子、城戸 直行、
柵山 千恵、山口さつき、市野川 淑子、手島 則子、高橋 圭子

※ 令和4年1月29日（土）に2回目を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大したため中止

6 第31回宮沢賢治賞・イーハトーブ賞の選考及び贈呈式（花巻市主催）

期日 令和3年11月21日（日）

会場 花巻温泉紅葉館 巖鷲の間

《宮沢賢治賞》

宮沢賢治の最晩年の「文語詩稿 一百篇」を一篇ごとに博搜を尽くした調査と偏りのない見地から評釈し、その成立事情を「文語詩稿 五十篇」との関係において推論した、『宮沢賢治「文語詩稿 一百篇」評釈』に対して。

信時 哲郎 様

《宮沢賢治賞奨励賞》

該当者なし

《イーハトーブ賞》

少年時代から宮沢賢治に触発され、スペースシャトルに二度乗り込み、日本科学未来館初代館長に就任し深海や南極基地での科学実験に参加し、『わたしの宮沢賢治』で宇宙観と地球観を統合しようとした営為に対して。

毛利 衛 様

《イーハトーブ賞奨励賞》

宮沢賢治の童話作品を原文に忠実に物語る公演を東京や岩手県内で精力的に続けYouTubeでも発信し、『春と修羅』全詩の朗読をCD6枚にまとめた活動に対して。

ものがたりグループ☆ポランの会 様

7 調査研究

宮沢賢治記念館及び宮沢賢治学会イーハトーブセンターと協力して、宮沢賢治の一次資料や関連資料を追跡調査するとともに、それらの資料の収集・保存・分析・調査などにあたった。また、宮沢賢治研究者、愛好者などからの資料問い合わせ、文献検索に応じるなど、調査研究の側面的支援も行った。

8 セミナー・研究会等

① 夏季セミナー「宮沢賢治とオノマトペ」 (会場参加者 35名、YouTube 47名)

期日 令和3年8月7日(土)

会場 宮沢賢治イーハトーブ館

講演 講師(オンライン出席)

小野 正弘(明治大学文学部教授)

「ゆるる賢治オノマトペ —「ちゃんと」「ぢっと/じっと」—

竹田 晃子(フェリス女学院大学/岩手大学(非常勤講師))

「宮沢賢治作品と同時期方言資料の比較 —オノマトペを中心に—

川崎 めぐみ(名古屋学院大学商学部准教授)

「『聴耳草紙』と賢治のオノマトペ表現の比較」

栗原 敦(実践女子大学名誉教授)

「宮沢賢治と中原中也 —オノマトペをめぐる—

② 第30回宮沢賢治学会イーハトーブセンター研究発表会 (zoom 54名)

期日 令和3年9月23日(木・祝)

発表 中路 正恒

森の答え —村を開くことの許し

望月 善次

宮澤トシの総合的考察(一)

～鈴木松竹の略歴概要と作曲校歌の紹介を兼ねながら～

③ オンライン講座 宮沢賢治で卒論・修論書いてみる? (zoom 30名)

期日 令和3年10月3日(日)

講師 秋枝(青木)美保(福山大学人間文化学部教授)

地名・民俗学・アイヌ・縄文文化・文化史

大島 丈志(文教大学教育学部教授)

農業・ポップカルチャー・絵本

大塚 常樹(お茶の水女子大学名誉教授)

文学理論・科学・動植物

鈴木 健司(文教大学文学部教授)

仏教・地学・フィールドワーク

千葉 一幹(大東文化大学文学部教授)

文芸批評・小説史・比較文学・文明論

信時 哲郎（甲南女子大学文学部教授）

鉄道・文語詩・アニメ

宮川 健郎（武蔵野大学名誉教授）

児童文学・子どもと読書・国語科教育

9 ホール・講義室の活用について

宮沢賢治イーハトーブ館のホールは、宮沢賢治に関する講演会や研究会等に使用しているほか、通常は宮沢賢治作品のアニメ等7本の上映をしているが、これらの行事と重ならない場合や来館者の少ない期間において、施設を有効活用する観点から市民の芸術や文化、教育目的の催事等には施設使用料を減免して貸出ししている。なお、無料参加を原則とし、使用にあたっては音響・照明等はすべて借用者（主催者）が責任を持つこととしている。令和3年度の主なホール等の活用状況は次のとおり。

令和3年4月16日(金)	宮沢賢治記念館 入札2件（講義室）
21日(水)	賢治まちづくり課他5課・機関（講義室） 胡四王山周辺市有地の維持管理における調整会議
6月26日(土)	宮沢賢治記念館「賢治の世界」ワークショップ 初夏の胡四王山散策（ホール）
7月5日(月)	宮沢賢治記念館 運営審議会（講義室）
8月10日(火)	生涯学習部 応急手当（心肺蘇生法、AED操作）研修
9月22日(水)	宮沢賢治記念館 入札1件（講義室）
10月21日(木)	宮沢賢治記念館 入札1件（講義室）
令和4年3月25日(金)	賢治まちづくり課・宮沢賢治童話村・宮沢賢治記念館他 合同入札3件（講義室）

※ 修学旅行生等アニメ鑑賞 県内6校 県外13校（ホール）

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和3年度は市民の芸術や文化、教育目的の催事等への貸出しを行わなかった。

10 シャトルバスの運行

繁忙期に宮沢賢治記念館駐車場、宮沢賢治童話村駐車場、宮沢賢治イーハトーブ館駐車場を循環する無料シャトルバスを運行した。

《運行日》

春季 令和3年4月24日(土)・4月25日(日)・4月29日(木・祝)

令和3年5月1日(土)～5月5日(水・祝)

夏季 令和3年7月22日(木・祝)～7月25日(日)

令和3年8月7日(土)～8月13日(金)

11 令和3年度宮沢賢治イーハトーブ館入館者数

月	一 般	高校生・学生	小・中学生	計
4	883	1	48	932
5	1,316	3	93	1,412
6	839	0	163	1,002
7	1,382	1	243	1,626
8	928	13	98	1,039
9	297	1	75	373
10	1,527	284	156	1,967
11	1,869	138	647	2,654
12	621	92	21	734
1	648	0	39	687
2	369	1	47	417
3	729	34	109	872
合計	11,408	568	1,739	13,715

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和3年8月14日から9月24日の42日間にわたって臨時休館

R2計	13,371	217	2,111	15,699
R1計	23,630	511	2,687	26,828
H30計	23,319	667	2,099	26,085
H29計	21,804	608	2,547	24,959
H28計	24,590	610	3,129	28,329
H27計	26,854	1,116	3,989	31,959
H26計	26,583	1,487	4,382	32,452

(2) 令和4年度宮沢賢治イーハトーブ館事業計画(案)

1 施設・設備整備事業

玄関広場床補修
排煙窓開閉円滑化
遊歩道木製渡橋修繕
調整室アンプ・映像モニター等交換

2 資料収集・保存・公開

宮沢賢治記念館及び宮沢賢治学会イーハトーブセンターの協力のもとに、宮沢賢治に関する作品、論文、エッセイ、記事などの文献を収集し、分類整理して保存する。それらの成果は毎年発行される宮沢賢治学会イーハトーブセンターの機関誌『宮沢賢治研究 Annual』に「宮沢賢治ビブリオグラフィ」として収録し、その内容を宮沢賢治学会イーハトーブセンターホームページに掲載し、学会会員はもちろん広く一般利用にも供する。

また、平成18年度に登録完了した宮沢賢治直筆原稿を含めた約2万件の賢治デジタル資料の活用を図る。

3 企画展示の開催(学会委託)

宮沢賢治に関する研究、創作等の成果を「企画展」「作品展」として展示する。

① 「宮沢賢治とエスペラント展」

令和4年4月2日(土)～6月27日(月)

② 「沢村澄子展」(現象としての宮沢賢治)

令和4年7月2日(土)～10月10日(月・祝)

※関連イベントとして、子ども向けワークショップ(7月)やライブパフォーマンス・対談(8月)を開催する予定

③ 「イラスト展 ひかるの世界」

令和4年10月～令和5年1月 ※日程等調整中

④ 「賢治さんの世界を描く絵画展」

令和5年1月～3月下旬 ※日程等調整中

4 第32回宮沢賢治賞・イーハトーブ賞の選考及び贈呈式(花巻市主催)

期日 令和4年9月22日(木)

会場 なはんプラザ

5 調査研究

宮沢賢治記念館及び宮沢賢治学会イーハトーブセンターと協力して、宮沢賢治の一次資料や関連資料を追跡調査するとともに、それらの資料を収集し、整理・保存・分析・調査などにあたる。また、宮沢賢治研究者、愛好者などからの資料の問い合わせ、文献検索に応じるなど、調査研究の側面的支援を行う。

6 セミナー・研究シンポジウム等

宮沢賢治学会イーハトーブセンターと協力して、「賢治をまなび、賢治にまなぶ」セミナーや研究シンポジウム等を随時開催する。

① 春季セミナー(学会主催)

期 日 令和4年4月23日(土)

会 場 宮沢賢治イーハトーブ館

テーマ 「高畑勲の遺したもの ―宮沢賢治をめぐって」

② 第32回宮沢賢治研究発表会(学会主催)

期 日 令和4年9月23日(金・祝)

会 場 宮沢賢治イーハトーブ館(オンライン形式での発表・中継の場合あり)

③ 宮沢賢治研究イベント

期 日 令和4年10月2日(日) ※オンライン開催

テーマ 第2回「宮沢賢治で卒論・修論を書いてみる？」

④ 地方セミナー(学会と日本児童文学会関西例会との共催) ※詳細調整中

期 日 令和4年12月～令和5年3月

会 場 大阪府立中央図書館(東大阪市)

テーマ 調整中

7 その他の主な事業・会議等

《ホール・講義室の活用について》

ホール及び講義室の活用については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じた対応を前提としつつ、宮沢賢治作品のアニメ等の上映や宮沢賢治に関する講演会、研究会等に供するものとする。また、来館者の少ない期間または諸行事と重ならない場合には、施設の有効活用の観点から、市民の芸術文化や教育といった目的の使用にも供するものとする。

宮沢賢治イーハトーブ館条例(平成 18 年1月1日条例第 248 号)

(設置)

第1条 宮沢賢治に関する研究、創作等の資料(以下「資料」という。)を収集し、保存し、及び公開するとともに、宮沢賢治に関する調査研究を行い、もって広く学術及び文化の発展に寄与するため、宮沢賢治イーハトーブ館(以下「イーハトーブ館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 イーハトーブ館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮沢賢治イーハトーブ館	花巻市高松第1地割1番地1

(業務)

第3条 イーハトーブ館は、次の業務を行う。

- (1) 宮沢賢治に関する研究、創作等の資料を収集し、保存し、及び公開すること。
- (2) イーハトーブ館の利用に関し、必要な説明、指導及び助言を行うこと。
- (3) 宮沢賢治及び宮沢賢治作品に関する調査研究を行うこと。
- (4) 宮沢賢治及び宮沢賢治作品に関する調査研究を援助し、資料及び研究の場を提供すること。
- (5) 宮沢賢治に関する講演会、研究会等を開催すること。
- (6) その他イーハトーブ館設置の目的を達成するために必要なこと。

(休館日)

第4条 イーハトーブ館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

- (1) 月曜日(休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)
- (2) 12 月 28 日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第5条 イーハトーブ館の開館時間は、午前8時 30 分から午後4時 30 分までとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(資料の特別利用)

第6条 イーハートーブ館において、資料の撮影、模写等特別の利用をしようとする者は、花巻市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

第7条 イーハートーブ館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) イーハートーブ館、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 静粛を害し、他人に迷惑をかけること。
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) その他イーハートーブ館の管理上支障がある行為をすること。

2 教育委員会は、前項の行為を行った者に対し、退去を命ずることができる。

(運営審議会)

第8条 イーハートーブ館の運営に関し必要な事項を審議するため、宮沢賢治イーハートーブ館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員の定数は10人以内とし、任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、イーハートーブ館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の宮沢賢治イーハートーブ館条例(平成4年花巻市条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

宮沢賢治イーハトーブ館管理運営規則(平成18年1月1日教育委員会規則第37号)

(趣旨)

第1条 この規則は、宮沢賢治イーハトーブ館条例(平成18年花巻市条例第248号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、宮沢賢治イーハトーブ館(以下「イーハトーブ館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(資料の特別利用許可の申請等)

第2条 条例第6条の規定により許可を受けようとする者は、宮沢賢治イーハトーブ館資料貸出許可(変更)申請書(様式第1号)又は宮沢賢治イーハトーブ館資料特別利用許可(変更)申請書(様式第2号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請を適当と認め、利用を許可するときは、宮沢賢治イーハトーブ館資料貸出(変更)許可書(様式第3号)又は宮沢賢治イーハトーブ館資料特別利用(変更)許可書(様式第4号)を交付するものとする。

3 資料の貸出しを受けた者が当該資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに宮沢賢治イーハトーブ館資料汚損(損傷、亡失)報告書(様式第5号)を館長に提出し、その指示を受けなければならない。

(汚損等の届出)

第3条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、速やかに館長に届け出なければならない。

(運営審議会の所掌)

第4条 条例第8条の規定による宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会(以下「審議会」という。)は、館長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) イーハトーブ館運営の基本的方針及び計画策定に関すること。
- (2) イーハトーブ館事業の企画及び実施に関すること。
- (3) その他イーハトーブ館運営上重要と認められること。

(委員)

第5条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから花巻市教育委員会が任命する。

- (1) 宮沢賢治学会イーハトーブセンターの推薦する者
- (2) 学識経験を有する者

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の宮沢賢治イーハトーブ館規則(平成4年花巻市規則第 24 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

花巻市宮沢賢治賞・イーハトーブ賞要綱(平成 26 年5月 15 日告示第 217 号)

(目的)

第1条 この要綱は、宮沢賢治の名において顕彰されるにふさわしい業績をあげた個人又は団体について表彰することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、宮沢賢治学会イーハトーブセンター(以下「学会」という。)会員から推薦された個人又は団体を対象とする。

(表彰の種類及び基準)

第3条 表彰の種類及び基準は次のとおりとする。

表彰の種類	表彰の基準
宮沢賢治賞	宮沢賢治の名において顕彰されるにふさわしい研究、評論及び創作を行った個人又は団体で、おおむね3年以内に発表されたもの
イーハトーブ賞	宮沢賢治の名において顕彰されるにふさわしい実践的な活動を行った個人又は団体

2 前項の表彰に準ずるものとして、各賞に奨励賞を置く。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、学会に被表彰者の選考について諮問し、その答申に基づき市長が行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、市長が賞状、正賞(奨励賞を除く。)及び副賞(賞金)を授与して行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年9月 22 日に行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。